

社会科 NAVI

→ここに注目!

あらためて
考える
消費者教育と
社会科



本資料は、一般社団法人教科書協会
「教科書発行者行動規範」に則り、
配布を許可されているものです。

※本冊子掲載QRコードのリンク先コンテンツは予告なく
変更または削除する場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

日文の教科書情報

詳しくはWebへ!

日文

検索



未来をになう子どもたちへ

日本文教出版



表紙写真解説

倉敷川畔の町並み：塗屋造りの町屋や白壁土蔵造りを中心とする江戸時代の建造物と、倉敷川畔の柳並木とが調和し、優れた歴史的景観を形成している地域。国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されている。明治以降、若干の洋風建築が建てられており、写真中央の倉敷館もその一つ。倉敷館は、1917（大正6）年に倉敷町役場として建てられ、現在は観光案内所や無料休憩所として利用されている。
写真提供／アフロ

3 著者だより 誰が決めたの？

宮崎大学大学院教授 吉村 功太郎

4 ここに注目！ あらためて考える 消費者教育と社会科 —自ら問いを立て、調べ尽くす力の育成—

愛知教育大学准教授 真島 聖子

6 実践ファイル〜デジタル教科書・教材を使って〜

〔小学校編〕 デジタルコンテンツをわかりやすく活かす

大阪府守口市立八雲小学校 松浦 智史

〔中学校編〕 「18歳から大人」消費生活を考える。

愛知県津島市立神島田小学校 水野 敦仁

14 授業力アップをめざす先生のための社会科のABC

〔小学校編〕 資料活用と指導のポイント② ～しくみ図を読み取る～

國學院大學教授 安野 功

〔中学校編〕 教科書の資料を活用した探究学習

おおさか学びの会（前大阪教育大学非常勤講師） 丹松 美代志

16 地域の歩き方 vol.6 地域を歩く／知るコツ その①

大阪公立大学客員教授 水内 俊雄

18 ようこそ！ 歴史史料の世界へ vol.30

文明開化が生んだ小学校

—国宝旧開智学校校舎—

国宝旧開智学校校舎 学芸員 遠藤 正教

20 現代社会ウォッチング vol.16

日本の行政をめぐるニュースから (1)統計問題

京都大学大学院教授 曾我 謙悟

22 授業にプラス！ 身近なSDGs

全国水平社創立 100周年

水平社博物館発 水平社創立の理念とSDGs

水平社博物館館長 駒井 忠之

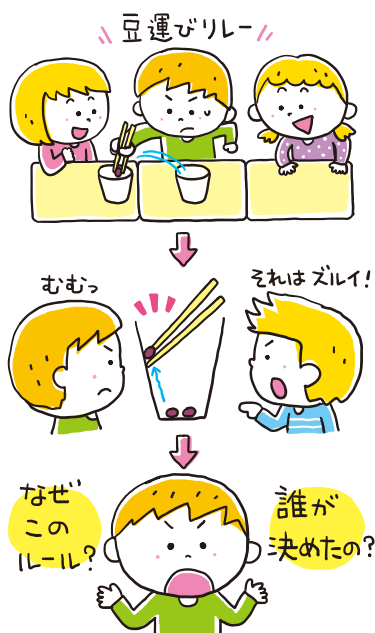


リレーエッセイ



吉村 功太郎(よしむら こうたろう)

専門分野／教育学(社会科教育 シティズンシップ教育)
主要著書／『日本の高校生に対する法教育改革の方向性』
(共著、風間書房、2020年)『社会形成科社会科論』(共著、
風間書房、2019年)。日本文教出版『小学社会』教科書著者



誰が決めたの？

宮崎大学大学院教授 吉村 功太郎

クラスで遊ぼうという時間。係の子どもたちが決めたルールでゲームを始めます。しかし、トラブルが発生。不満が始め、子どもたちがつぶやきます。「なぜこのルール？ 誰が決めたの？」と。

社会にはたくさんのしくみやルールがあります。それらには理由があり、生活の向上や問題解決といった人々の願いがこめられています。例えば、水道というしくみは、生活に必要な安全安心な水を安価で安定的に使いたいという思いから、人々の工夫や努力の積み重ねでつくられたものです。

しくみ等ができる(変わる)前の経験がある人は、生活の向上や問題解決といった変化を実感することで、それらの意義や重要性を理解できるでしょう。しかし、昔を知らない子どもたちはどうでしょうか。今の生活がしくみやルールによってもたらされているという「つながり(関係)」を、日常生活のなかで意識するのは難しいのではないのでしょうか。しくみなどの意義や重要性が理解できなければ、それらにただ従うだけになってしまったり、逆に自己利益だけを考えて、そこから逸脱してしまったりするかもしれません。

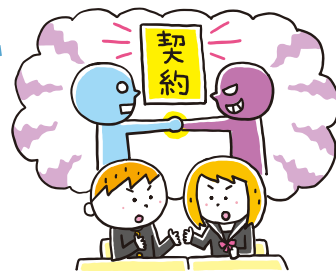
また、しくみやルールは完璧ではありません。変化する社会に合わなくなってきたりもします。それらを変えたり、新しいものをつくったりするとき、どのようなものにするのかということとともに、誰がどのようにして決めるのかということが大切になってきます。クラスのルールなどは自分たちとの関係が明確なので気づくことができますが、社会のしくみやルールの場合、自分たちの生活との関係が理解できていないと、そのような大切さに気づくことは難しくなります。これは、主権者教育として重要な点だと思います。

自分たちの生活との関係のなかで社会を学ぶ。そのような授業が社会科には大切だと考えます。

あらためて考える 消費者教育と社会科

—自ら問いを立て、
調べ尽くす力の育成—

●愛知教育大学准教授 真島 聖子



1 はじめに

2018(平成30)年6月13日、民法の一部を改正する法律が成立し、民法第4条、「年齢18歳をもって、成年とする」ことが定められ、2022(令和4)年4月1日から施行された。これにより、18歳になると自分一人の判断で契約ができ、親権に服することなく職業を選択し、住むところを自由に選び、自分の財産を自分で管理し、自分の判断で使うことができる。このことは、自己判断、自己決定が尊重されると同時に、自己責任が伴うことを意味する。18歳までに、自分の身を自分で守る術を身に付けなければならない今、これまでの社会科授業からどのように転換を図る必要があるのだろうか。

2 なぜ、成年年齢が引き下げられたのか？

そもそも、なぜ、民法の成年年齢は、18歳に引き下げられたのか。2018年4月24日、衆議院本会議において、上川法務大臣は、18歳成年年齢引き下げの理由について、次の4点を答弁している。※1

- ①若年者の積極的な社会参加を促すという観点から、18歳、19歳の者に、国民投票法の投票権及び公職選挙法の選挙権が既に与えられている。
- ②法制度としての一貫性や簡明性といった観点からは、市民生活の基本法である民法においても、18歳、19歳の者を経済取引の面で一人前の大人として扱うことが適当であると考えられる。
- ③世界的にも成年年齢を18歳と定めるのが一般的となっている。
- ④学習指導要領の改訂により、高等学校までの教育課程において、消費者教育、法教育及び金融経済教育の取扱いの充実が図られており、成年年齢を引き下げる環境整備も図られている。

上記の4点のうち、①と③に比べ、②と④は議論の分かれるところである。実際、日本弁護士連合

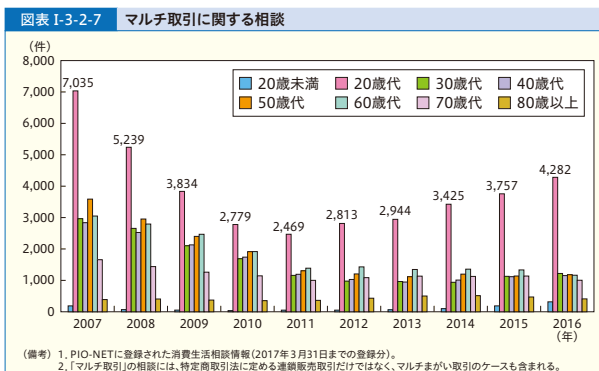
会は、18歳成年年齢引き下げに関する問題点として次の3点を指摘している。※2

- ①18歳、19歳の若年者が悪質な業者のターゲットになりやすくなる弊害について、十分な周知徹底がなされているとは言いがたい。
- ②本法律成立後2年以内という明確な期限が付されていたにもかかわらず、いまだ、つけ込み型不当勧誘取消権の創設に至っておらず、ごく一部の被害類型の取消権創設に向けて議論がなされているにすぎない。※3
- ③消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言えない。

3 若者に多い消費者問題の特徴とは何か？

18歳、19歳の若年者が悪質な業者のターゲットになりやすくなる弊害とは、具体的にどのようなことであろうか。消費者庁『平成29年版消費者白書』では、「若者の消費」をテーマに特集を組んでいる。この中で、若者の消費者問題の特徴として、マルチ取引に関する相談、エステティックサービスに関する相談、美容医療に関する相談、タレント・モデル契約に関する相談が多いことが指摘されている。※4

グラフ1は、マルチ取引に関する相談件数を年代別に表したものである。20歳代の相談件数が他の年代に比べて、突出して多いことがわかる。『平成



▲グラフ1 マルチ取引に関する相談 (※4より抜粋)

29年版消費者白書』では、成人直後に友人や同僚から勧誘されることが多いと指摘されており、未成年者取消権を失う成人直後が狙われていると言える。

では、実際のマルチ取引に関する相談内容は、どのようなものなのだろうか。表1は、国民生活センターに寄せられたマルチ取引に関する相談の事例をまとめたものである。※5

(1)友人に誘われて説明会へ行き、オンラインゲームのアカウントを取得するよう人を勧誘して稼ぐ副業の契約をしたが、不審なのでやめたい。
(2)友人に勧められて、副業として英会話教材のマルチ組織に加入したが、やはり自分には向いていないと思ったので、クーリング・オフしたい。
(3)知人に「投資の勉強会に参加すれば確実に儲かる」と誘われ、オフィスに行って入会登録したが、マルチ商法だとわかった。登録料を返金してほしい。

▲ 表1 マルチ取引の相談事例

表1から、友人や知人に誘われたり、勧められたりして、商品やサービスを契約していることがわかる。最近では、SNSを通じて知り合った人から勧誘を受けるケースも増えている。マルチ取引に関わると被害者になると同時に加害者にもなり得るので、一層注意が必要である。

4 中学校社会科授業におけるポイント

ここまで述べたように、若者に多い消費者問題の実情を踏まえると、小中高において消費者教育に取り組む必要性は高い。中でも、消費・経済活動に関する基礎を学ぶ中学校社会科公民的分野が担う役割は大きい。そこで、中学校社会科公民的分野の授業を例に考えてみたい。

授業で最初に押さえておきたいのは、「契約自由の原則」である。「契約自由の原則」とは、合意があれば、誰と、どのような内容の契約をどのような形で結んでも自由で、結ばない自由もある。一度自分の意思で結んだ契約は、基本的に、合意がなければ取り消すことはできない。この点を生徒にどのように自覚させるかがポイントとなる。

そこで、表1のような相談事例をもとに、生徒から自由に疑問を出させ、それをグループで検討しながら問いに転換し、さらにそれらの問いから学習問題をつくり、個人やグループで調べ尽くした上で、学習問題について話し合う授業を設定して

はいかがだろうか。

予想される疑問としては、「マルチ組織とは何か?」「確実に儲かることはあるのか?」「あとから返金やクーリング・オフができるのか?」「契約するときに他の人に相談しなかったのか?」「マルチ商法だと気づけなかったのか?」「どこに相談したらいいのか?」などがある。できる限りたくさん疑問を出し合い、グループで検討しながら、「どのような?」「なぜ?」「どうすれば?」などの問いの形に転換する。さらに、それらの問いを吟味しながら、学習問題をつくった例が、表2である。

【学習問題】どうすれば、マルチ商法から自分の身を守り、友人も救えるのだろうか?
① マルチ商法とはどのような商法なのか?
② どうすれば、契約を取り消せるのか?
③ なぜ、マルチ商法はなくなるのか?
④ 自分がマルチ商法に誘われた時、どうすればいいのか?
⑤ 友人がマルチ商法に引っかかった時、どうすれば救えるのか?

▲ 表2 学習問題と問いの例

自分でわからないことを自分で調べてみる、この力をつけることが自分の身を自分で守ることにつながる。しかし、一人で取り組むにはハードルが高い。だからこそ、授業において、みんなで疑問を出し合い、問いを立て、学習問題をつくり、自分たちで調べ尽くし、話し合い、学び合うことに意味と価値がある。

- ※1 第196回国会 衆議院本会議 第21号 平成30年4月24日(kokkai.ndl.go.jp)
- ※2 2022年4月1日、「成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害防止のための実効性ある施策を緊急に実現することを求める会長声明」
<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220401.html>
- ※3 つけ込み型不当勧誘とは、消費者が合理的な判断をすることができない事情を有しており、その事情を事業者が不当に利用して消費者を勧誘し契約を締結させることを意味する。
- ※4 消費者庁「平成29年版消費者白書」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2017/white_paper_136.html
- ※5 マルチ取引（各種相談の件数や傾向）国民生活センター（kokusen.go.jp）

● 真島 聖子（まじま きよこ）

専門分野／社会科教育学
主要著書／『「見方・考え方」を育てる中学公民授業モデル』（編著 真島聖子、明治図書出版、2019）、『未来の社会を共に創る社会科授業』（編集「教職の魅力共創」編集委員会／監修 真島聖子、愛知教育大学出版会、2022）
日本文教出版『小学社会』教科書著者





4年生

デジタル教科書・教材を使って

デジタルコンテンツを わかりやすく活かす

大阪府守口市立八雲小学校 松浦 智史



本単元は、何気なく出している家庭ごみが、地域や社会の協力のなかで処理されていることを知り、処理の過程でエネルギーや資源にされていることに気づき、ごみの出し方や減量について考えることが目的である。本時では、リサイクルプラザでの工程を1つずつクリックして進めていくなかで確認することができるため、児童にとってはわかりやすいページ設定になっている。清掃工場でも同じようなコンテンツがあるため、比較することが簡単にできる。また、スタンプには疑問マーク(?)やなるほどマーク(!)が用意されており、児童が自由に貼りつけて自分の考えや思いを表現しやすい。授業では、自分がつけたスタンプについてペアやグループで意見交換するなかで自分の考えを表現したり、新たな気づき

を発見したりしながら学びを深めさせていく。授業の最後では、振り返りをおこなうが、ノートではなくデジタルの付箋を使い、短い文や言葉で記録させる。合わせて児童個人の振り返りだけでなく、友達の考えなども簡単な言葉で記録させる。これは児童一人一人が前時を振り返ったり、単元全体を振り返ったりした時、どんな学びをしてきたのかを教科書の内容とともにスタンプや線(マーカー)、デジタルの付箋を見て、一緒に俯瞰することができる利点がある。

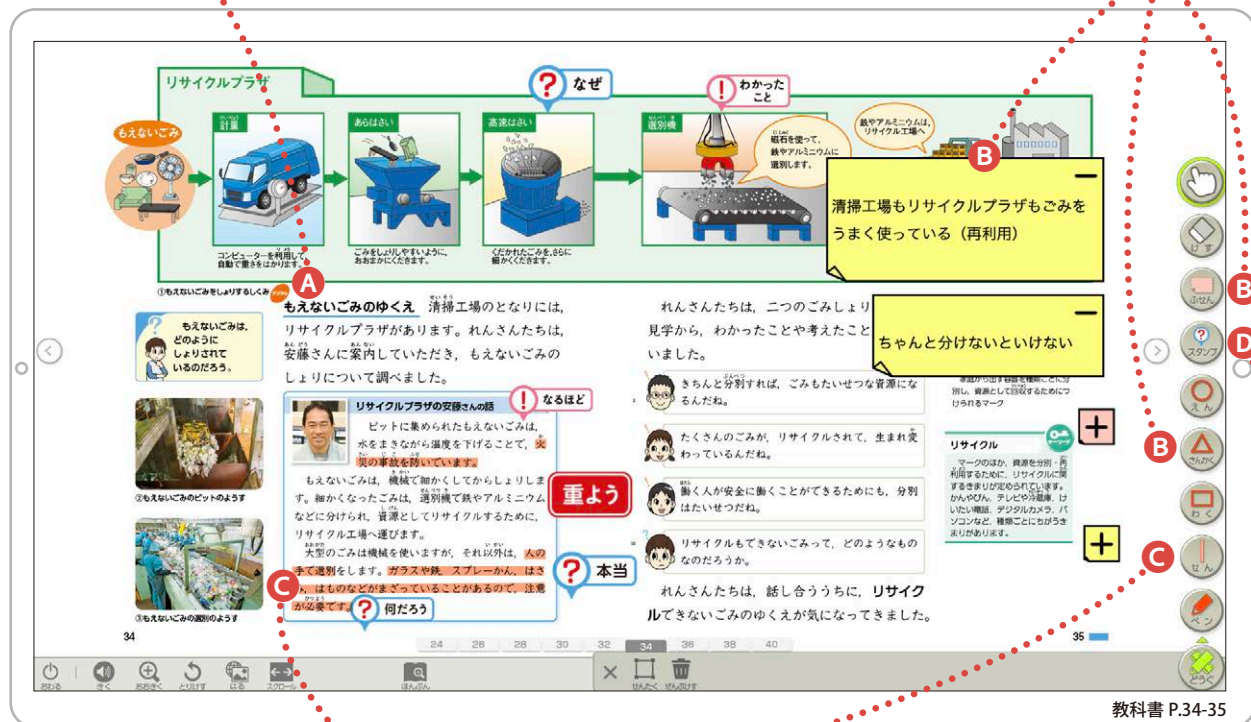
これらの学習活動を通して、ごみを処理する事業は、衛生的な処理と資源の有効利用ができるよう進められ、生活環境の維持と向上に役立っていることを考えさせる。

A デジタルコンテンツ

- ・画像を順番に表示することができます。清掃工場とリサイクルプラザの2種類があり、比較することができます。
- ・「すすむ」ボタンをクリックすると、工程を一つ一つ確認することができます。

B 付箋

- ・児童の振り返りとして記入させることができます。
- ・付箋は最小化することができるので、背景が見られなくなるのを防ぐことができます。



C せん

文字を透過させて線を引くことができるのでマーカーとして利用できます。

D スタンプ

「?」、「!」、「その他」の3つのカテゴリーがあり、必要に応じて、スタンプをつけることができます。

本時の目標

リサイクルプラザでおこなわれる選別作業を通して清掃工場での作業と比較をしながら、そこで働く人の工夫を知り、分別してごみを出すことの大切さを考えさせる。

本時の評価

清掃工場とリサイクルプラザでのごみ処理の仕方を比較し、違いを見つけることができます。またリサイクルプラザでは、安全に処理できるように工夫されており、ごみの分別や減量について考えることができます。

本時の展開例

児童の活動と内容

🕒…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

児…予測される児童の発言

① 導入

 5 分

教 清掃工場でもえるごみの処理の仕方を思い出してみましょう。どんな順番で処理をしていたでしょうか。

【教】もえないごみはどう処理されていますか。

● 分別してリサイクルされているよ。

教 大きなごみは、どのように処理されていると思いますか。

● ペットボトルとか缶とかなら、分別してリサイクルしていると思うけど、大きなごみはわからないな。

教 こんなごみが出たとき、どのように処理をすると思いますか。

④ ばらばらにする。

④ 色に分ける。

⑥ プラスチックとそうでないものに分ける。

教 リサイクルプラザでもえないごみをどのように処理しているのか調べてみましょう。

指導上の留意点

- ・前時の振り返りをおこないつつ、ごみ処理の仕方を思い出させる。
- ・児童からそれぞれの工程を順番に言わせる。どんなことをしているところなのかとも言わせると効果的である。



- ・ もえないごみのイメージをするために、教科書に載っているものを例に挙げておく。



学習問題 もえないごみは、どのように処理されているのだろう。

②展開

 30 分

教 もえないごみを処理するしくみを表示して、「すすむ」ボタンを1つ押してみましょう。はじめに何をしているでしょうか。

●自動で重さを量っているよ。

● 清掃工場と同じことをしているよ。

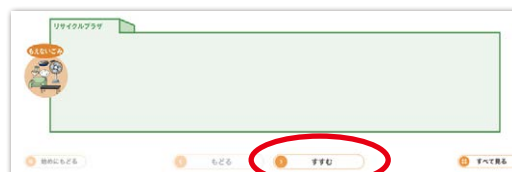
●ここで見てほしい写真があります。

● もえないごみももえるごみと同じように、ごみ
ピットに集められるんだね。

教 次の「すすむ」ボタンを押してみましょう。
どんなことがわかりますか。

④ リサイクルプラザでは、おおまかにくだかれて
いるね。

- ・もえないごみをしよりするしくみを表示させる。



- ・「すすむ」ボタンを1つずつ押させて、清掃工場との比較をする意識を持たせる。

・清掃工場での流れではごみピットの図があるがリサイクルプラザにはないため、同じように集められていることがわかるように写真を示す。



②もえないごみのピットのような

本時の展開例

児童の活動と内容

⌚…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

児…予測される児童の発言

- 教 この後、ごみはどうなると思いますか。
- 児 分別すると思う。
- 児 もっと細かくつぶすと思う
- 教 この次の作業を見てみましょう。
- 児 もっと細かくつぶされているね。
- 教 さらに次の作業を見てみましょう。
- 児 今度は、選別しているよ。
- 児 磁石を使って鉄とそれ以外のものに分けているよ。
- 教 ここで見てほしい写真があります。この写真を見て、気づくことはありますか。
- 児 人がごみを分けているみたいだよ。
- 児 鉄は磁石で取れるけどそれ以外のものを分けることができないから、きっと人が分けているんだよ。
- 教 人の手や機械で分けられたごみはどうなると思いますか。
- 児 リサイクルされると思う。
- 教 最後のボタンを押してみましょう。
- 児 この後、ごみはリサイクル工場や埋め立て場に行くんだね。
- 教 リサイクルプラザのごみの処理の仕方で「疑問に思ったこと（?マーク）」や「わかったこと（!マーク）」には、スタンプマークをつけておきましょう。
- 教 ?マークや!マークをつけたら、隣の人やグループの人になぜそこにつけたのか伝え合いをしましょう。
- 児 「あらはさい」の後に「高速はさい」をしている。なぜ2回もバラバラにするのだろう、と疑問に思ったよ。
- 児 磁石を使って分けているのがなるほどと思ったよ。
- 児 最後には人の手が必要なんだと思ったよ。
- 教 リサイクルプラザの安藤さんの話を聞いてみましょう。重要だと思ったところには線（マーカー）を入れて、?マークや!マークのスタンプを押しておきましょう。?マークや!マークをつけたら、隣の人やグループの人になぜそこにつけたのか伝え合いをしましょう。
- 児 清掃工場は、火をつけて燃やしていたのに、リサイクルは火がついたらダメだということがわかったよ。
- 児 人の手で分別するのは大変だし、たくさんの人が必要だと思う。
- 児 人の手で分別すると、ガラスや刃物があつたりしたらとても危険だと思ったよ。

指導上の留意点

・「あらはさい」の後、どのような作業があるのか予想させる。

・さらに「高速はさい」をおこない、さらに細かく砕くことを理解させる。

・磁石を使って、鉄とそれ以外のものに選別していることを理解させる。

・機械で選別するだけでなく、たくさんの人の手で選別されていることに気づかせる。

・鉄やアルミなどはリサイクル工場に運ばれ、リサイクルされるが、それ以外でリサイクルできないものや処理できないものは、埋め立て場に運ばれてしまうことに気づかせる。（次の学習への伏線とする）

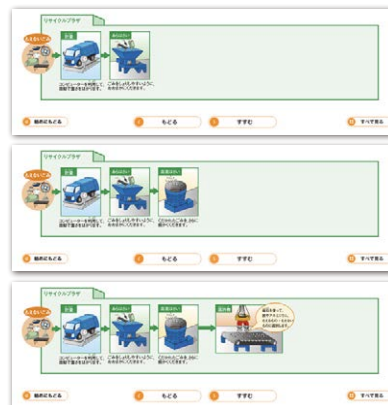
・「疑問に思ったこと（?マーク）」や「わかったこと（!マーク）」をつけたところを隣の人やグループの人と話し合わせる。D

・話し合いのなかで出された事柄について発表を促す。電子黒板にも同じようにマークをつけていく。

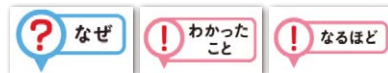
・「リサイクルプラザの安藤さんの話」の本文から教師がゆっくり読んで内容を聞かせる。その際、線（マーカー）が引けるような速さで音読していく。速く読むと線（マーカー）を引く時間がないので注意する。

・線（マーカー）を引いた後、スタンプをつけるようにさせる。スタンプをつけたところを隣の人やグループの人と話し合わせる。C

・清掃工場との違いを比較して話せるようにする。



③もえないごみの選別のようす



本時の展開例

児童の活動と内容

⌚…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

児…予測される児童の発言

- 教 識別マークは見たことがありますか。
- 児 あるよ。お菓子の袋に書いてあったよ。
- 児 ペットボトルにも書いてあったよ。
- 教 リサイクルに関係するマークを調べてみましょう。
- 児 たくさんのマークがあるね。
- 児 見たことがないものもあるよ。
- 教 どうしてこんなにマークがたくさんあると思いますか。
- 児 ちゃんとみんながリサイクルできるようにしているんだと思う。
- 児 少しでもリサイクルして、ごみを減らしているんだと思う。

③まとめ

⌚10分

- 教 今日の学習の最後です。清掃工場とリサイクルプラザからわかったことや考えたことを付箋に書きましょう。

指導上の留意点

- リサイクルに関係するマークを調べさせるために、ピックアップしておくといい。



- 自分の振り返りは、ピンク色、友達の振り返りとなるほどと思ったことや良い意見は黄色で書かせる。**B**
- 長い文章は書けない児童もいるので、簡単に書かせる。付箋の「-」マークをクリックすると最小化される。



6/1 ごみしりのちがいをくふうを考えてみよう。

清掃工場 (もえるごみ)



リサイクルプラザ (もえないごみ)



リサイクルプラザの
安藤さんの話

- 水をまく
- 機械で作業
- 火災の事故を防ぐ

安心・安全

・機械と人の手で分別



板書のPoint

清掃工場とリサイクルプラザとの比較

働く人の安心と安全を守っている

リサイクルできるようにマークがある

名古屋大学大学院教授 柴田 好章 先生からの

ここがキラリ

デジタル教科書を効果的に活用した松浦先生の実践には、3つのキラリがあります。①事象を動きでとらえる。デジタルコンテンツは、教科書の文字や絵に動きを与え、ごみの処理の一連の流れを理解するために有効です。②児童の能動的な学びを引き出す。

付箋やスタンプによって自分自身の考えや疑問が明確になり、思考力の育成につながります。③板書の併用により、考察を深める。重要な情報は板書に整理して留めておき、もえるごみ・もえないごみの共通性と違いを明確にし、児童が社会的な事象を比較・分類・総合することを促進します。



公民的分野

デジタル教科書・教材を使って

「18歳から大人」消費生活を考える。

●愛知県津島市立神島田小学校 水野 敦仁



公職選挙法の選挙権年齢を18歳と定め、18・19歳の若者も国政に参加する政策が進められてきた。民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、2022年4月からは成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。今の若者を取り巻く環境は目まぐるしく変わっている。一方、学校教育でも、GIGAスクール構想のもとで生徒一人一人に端末が整備され、常にその有効的な活用法について模索してきた。単に情報を検索するだけでなく、自分の考えを伝えたり、さまざまな意見を分類・整理したり、時には端末上で討議したりすることもできるようになった。コロナ禍において話し合い活動が制約を受ける中で、一つの新たな方法ではないかと思う。

本単元は、経済活動の意義について消費生活を中心に学びながら、市場経済の基本となる考え方などに関する理解を基に考察し、課題を意欲的に追究する態度を育成することを主なねらいとしている。市場における取引が貨幣を通して行われていることを理解できるようにするだけでなく、近年ではICTの発達などにより、フィンテック、ビッグデータ、人工知能(AI)といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動きが多く見られ、さまざまな支払い方法が用いられるようになってきた。本時では、「契約」「消費者」「消費者保護」という視点を中心に、成人年齢が18歳に引き下げられたことで何がかわるのか、多面的・多角的に考察していきたい。

A 資料活用

・「あなたも契約をしている」を読み取り、問いの解答例を表示することができます。

B 学習課題、見方・考え方

・クリックすると、画面全体に拡大でき、クラス全体で共有できます。

C アクティビティ

・問いの解答例を表示することができます。

教科書 P.130-131

D 資料

・資料をクリックすると、画面全体に拡大することができます。

E 用語解説

・巻末の用語解説に関連する語句をクリックすると、該当の解説文がポップアップで表示されます。

F 確認

・問いの解答例を表示することができます。

本時の目標

身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解することを通して、個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現することができる。

本時の評価

個人の消費活動がさまざまな条件の中での選択を通して行われていることや、市場における取引が貨幣だけでなく多くの手段を通して行われていることから、消費者としての役割と責任をまとめることができたか。

本時の展開例

生徒の活動と内容

⌚…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

生…予測される生徒の発言

導入

⌚ 10分

教 みなさんは、何か物を貸し借りしたり、店で商品を買ったりしたことはありますか？

生 はい、あります。

教 それでは、学校とスーパーマーケットでの例を見てください。A

教 互いに納得して交換する約束をかわすことを「契約」と言います。それでは、この2つの場面は、どの時点で「契約」が成立したのでしょうか？

生 本を借りるときは、相手が「いいよ」という反応を示した時だと思います。だから「1週間後に返してね」と言ったときだと思います。

生 スーパーマーケットでは、商品をレジに置いた時だと思います。

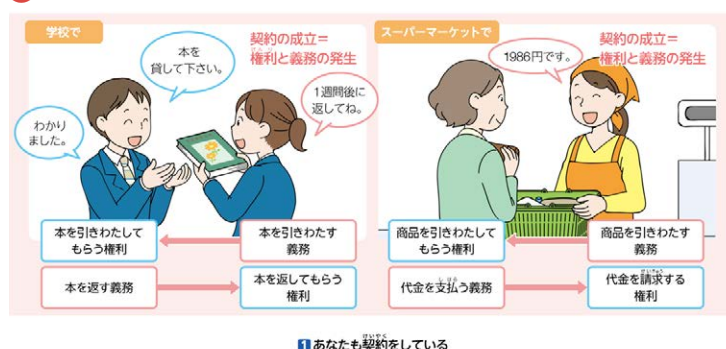
生 いや、置いただけでは、まだ返品できるから違うと思います。

教 口約束も契約に入るのでしょうか？

教 一度結んだ契約は取り消すことはできないのでしょうか？

指導上の留意点

A 図版単純拡大機能



・電子黒板やプロジェクター等で投影することで、クラス全体で考えようという雰囲気をつくり出すことができる。

・どの時点で契約が発生しているか自由に討議させることで、本時の課題を追究する意欲を高めていくことができる。

・ある程度討議が済んだところで、「口約束も契約に入るのかな」と問いかける。どの時点で契約が発生しているのか、デジタル教科書のコンテンツ機能を使って表示し、口約束でも契約が成立することから、「契約」に対する関心をさらに高める。

A 解答例表示（資料活用）

解答：①口約束をしたとき

・消費者と企業の両方の立場から、商品の品質や特徴についてもっている情報量を実感的に比較させ、消費者は契約を取り消すことができるのかどうかを投げかけ、本時の学習課題を設定する。

・学習課題と見方・考え方を電子黒板やプロジェクター等に拡大表示し、課題と視点を明確にする。

学習課題 私たちの消費生活を守るために、どのようなしくみがあるのだろうか。

本時の展開例

生徒の活動と内容

⌚…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

生…予測される生徒の発言

展開

⌚30分

- 教 近頃は現金以外の支払い方法も増えてきています。どのような方法がありますか？
- 生 クレジットカードがあります。
- 生 スマホをかざすだけで支払う方法があります。
- 教 商品の購入方法も多様化しています。直接お店に出かけなくても買い物ができるのではないですか。
- 生 ネット上で買い物をすることができます。
- 生 ゲーム上で課金することもあります。

- 教 教科書の資料2のグラフを見てください。若者の消費生活に関する相談件数です。D
- 教 若者はどんな相談をしているのでしょうか？想像でかまいませんので、グループで話し合ってみましょう。ア
- 生 ネット上のトラブルかと思います。
- 生 クレジットカードかな。
- 生 スマホ決済じゃない？
- 生 電子マネーって聞いたことがある。

- 教 今日は「契約」について学習を進めていますね。この表Iを見てください。これらの「契約」は成人になったら結ぶことができるものです。では、成人とは何歳以上ですか？
- 生 20歳？18歳？
- 教 2022年4月から、成人年齢が18歳に引き下げられました。先ほどみなさんが意見を出したクレジットカードや携帯電話の契約も含まれていますね。

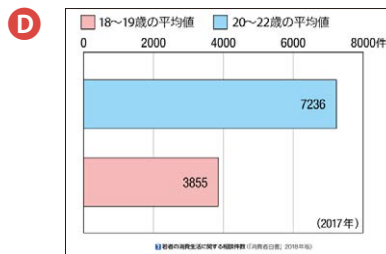
- 教 消費者と企業がもつ商品に対する品質や特徴についての情報量を考えたとき、私たち消費者を守る法律はありますか？
- 生 政府は消費者基本法をつくり、国や自治体の責務を定めました。
- 生 消費者契約法を制定し、悪質な商法を規制しています。
- 生 製造物責任法を定め、欠陥品の賠償責任を生産者に負わせています。E

- 教 消費生活は、トラブル回避だけでよいのでしょうか。

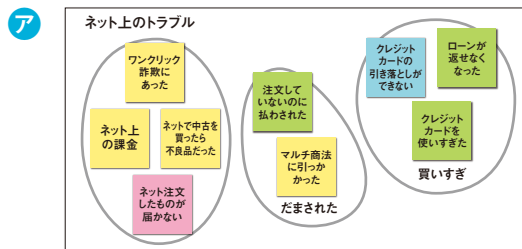
指導上の留意点

- さまざまな支払いの形態があることをつかませる。

図版単純拡大機能



- 4人程度のグループをつくり、自分たちと年代に近い「若者」の相談内容について考えることで、今後の消費生活に対する関心を高める。
- Google社の Jamboard のような意見を共有できるアプリを活用し、分類・整理させ、いくつかのグループに発表させる。



- あらかじめ用意しておいた自作の資料を提示する。

I

携帯電話
部屋を借りる
クレジットカード
ローン
10年期限のパスポート

- デジタル教科書を使用し、用語解説を活用しながらまとめていく。E
- 消費者基本法や製造物責任法について「公正」の視点からおさえる。
- 「消費者主権」についてもおさえる。
- 未成年者は一定の条件を満たせば契約を取り消す権利があるが、成人年齢の引き下げにより、消費行動に対する責任が低年齢化することを意識させたい。

E 製造物責任法 →P.131

消費者が生産者の過失を証明しなくとも、商品が欠陥品であるとき、損害賠償の責任を生産者に負わせるなど、消費者の保護に努めるための法律です。PL法ともいいます。

- アクティビティを活用し、トラブルから身を守るだけでなく、公正や持続可能性の観点から、よりよい消費生活を選択できるよう促す。C

本時の展開例

生徒の活動と内容

⌚…配分時間

教…教師の発問・指示・説明例

生…予測される生徒の発言

まとめ

⌚10分

教 あなたが今後消費生活をしていく中で、どんなことに気を付けますか？

生 今はクレジットカードはいらないと思うけど、やがて必要な時が来ると思う。そのときには使う前にいったん考えてから使うようにしたい。

生 物を買う時には、多少値段が高くて環境にやさしいものや地理で勉強したフェアトレードなどを思い出して買うようにしたい。

生 スマホやカードが普及してネット上で売ることが増え、ゲームの課金など目に見えない買い物が多くなるから、しっかり意識していないとトラブルになる可能性があると思った。

生 地産地消ということを地理で学習したことを思い出した。私たち消費者が行動を起こさないと、実現できないことだと思う。

生 18歳といったら高校卒業の年齢。それでローンとか自分名義で部屋を借りるってなんだか怖い気がする。

指導上の留意点

・自分自身の考えをまとめて記入する。意見を入力し、閲覧できるアプリ（ロイロノートなど）があるなら活用し、入力後に生徒相互で閲覧できるようにする。



クリック
解答例表示



私たちの消費生活を守るために、どのようなしくみがあるのだろうか

契約

互いに納得して交換する約束をかわすこと

支払い方法

現金
クレジットカード
スマホ IC カード
電子マネー
QRコード決済 など

購入方法

店
インターネット
通信販売（冊子、広告）

多様化
複雑化

成人年齢
18歳

責任

消費生活に関する相談

クレジットカード
ネット上 だまされた
不良品

消費を通した社会への意思表示

フェアトレード
地産地消
環境にやさしい

消費生活で
どんなことに
気をつけますか？

消費者主権

消費者を守るしくみ

消費者庁

消費者基本法：国や自治体などの責務

消費者契約法：悪質な商法を規制

製造物責任法（PL法）：欠陥品の損害賠償責任

板書のPoint

本時1時間を通して自分事として考えることができるよう、生徒の意見をできる限り板書していくようにする。

グループでの話し合いやまとめの段階で論点がずれないように、授業の流れが分かるように枠で囲んだり、矢印を使ったりして分かりやすくするように心がけた。

福井大学教授 橋本 康弘先生からの

ここがキラリ

「成人年齢の引き下げ」の関連付けは最新事情である。ただ世論は「成人年齢の引き下げ⇒18歳が『大人』になることで消費者取消権の保護の対象から外れる⇒消費者被害を受ける可能性が高まる」といった「ロジック」で語られる傾向が強いし、学校

教育も同様ではないか。他方で、そういった父権主義的な「指導」が子どもの社会性を「後ろ向き」に育てているのではない。もっと「前向き」な「意思決定権の拡大のメリット」を強調する授業も社会科学では必要になるだろう。本授業はその「バランス」を取っている点で評価できる。

資料活用と指導のポイント②

～しくみ図を読み取る～

● 國學院大學教授 安野 功

しくみ図は、単元の中盤などの学習問題を追究・解決していく場面で活用します。

以下、3年の単元「安全なくらしを守る」で活用するしくみ図「119番のしくみ」を取り上げ、活用のポイントを説明します。

まず、しくみ図を単元のどこで活用するのかを明確にすることが大切です。本事例では、単元の導入で、火災の発生時には消防署の人たちから現場に急行し、人命救助や消火活動に当たらなければならないことに気づかせ、「火災発生後、何分で消防車が現場に到着するのか」「素早く現場に到着し、消火活動を行うためにどんな工夫をしているのか」などの疑問を引き出します。それを解き明かすために消防署を見学したあと、見つけた事実や聞き取り調査でわかったことを

手がかりに、疑問を解き明かす場面で「119番のしくみ」を活用します。

具体的には、人々が火災発生時に119番通報をすること、消防署では通信指令室からその知らせを受け、素早く出動すること、その緊急時に備え、24時間体制で勤務していることなど、見学で入手した個別の事実を相互に関連づけ、板書に整理する際、「119番のしくみ」を活用します。そして、黒板に提示したしくみ図を活用し、関係機関が相互に連携・協力して対処できることなど、緊急時の連絡体制の意味を考えさせるのです。

しくみ図は、学習問題を追究・解決する場面での活用がおすすめ!

- 1 しきみ図を単元のどこで活用するのかを明確にする。
- 2 「119番のしくみ」を調べる。
- 3 「なぜ、119番が通信指令室にかかるのか」を話し合う。
※ここで、関係機関が相互に連携・協力して対処できることなどの緊急時の連絡体制の意味を考えさせる。



● 主たる教材としての教科書

主たる教材である教科書を有効活用した授業の創造は、社会科教育の大きな課題です。教科書の特徴は、次の2点になると思います。

- ① 学習指導要領を具現化したもの
- ② 専門家の実践的な知恵が結晶したもの

教科書を学ぶのではなく、教科書で学ぶには、教科書にない考え方を生かしたり、挑戦的な課題にすることで多様な考え方を吟味したりすることが必要になります。その上で、他の教材とリンクをはったりすることが求められます。

その具体例を紹介します。授業者は、山梨県身延町立身延小学校の古屋和久先生（現・都留文科大学教授）です。古屋先生は、2022年1月に「学びの共同体第20回研究大会」で、小学校6年社会科「全国統一の動き『長篠の戦い』」の実践報告をされました。

● 教科書の資料を生かした授業

授業に登場した「長篠合戦図屏風」は、小中学校のどの教科書にも登場します。古屋先生は、児童が自ら「歴史像」を積み上げていくために、授業の前半の「共有の課題（基礎的課題）」を「長篠合戦図屏風からわかること・わからないこと」にしました。児童は、4人グループで学び合い、教科書を参照しながら絵図の中から面白いことを探し、絵図の上を指でさし示しながら、仲間と協同学習を展開します。その姿は、絵図との対話を心から楽しんでいるように見えます。

● 教科書資料と児童をつなぐ～屏風と地元の資料の接点を示す～

古屋先生は、絵図に登場する地元の武将に関する「武田勝頼をうらぎった2人の殿様 あなやまばいせつ おやまだ 穴山梅雪と小山田

のぶしげ 信茂」という自作の資料を提示した上で、授業の後半の「ジャンプ課題（発展課題）」を「武田勝頼をうらぎった穴山梅雪と小山田信茂をどう思う？」としました。児童は、武田勝頼の立場になって考えたり、地元の殿様であった穴山梅雪の家来の立場になって考えたりしました。4人グループの活動を踏まえて、3人の児童が発表し、最後に古屋先生が国衆の説明をして授業は終わりました。授業が終わっても、各グループでは、熱い議論が続きました。古屋学級の児童は、誰もが歴史の探究者になっていました。

● 古屋実践から学ぶこと

古屋先生は、授業の後に「歴史日記」を書かせています。児童は、毎回長文で学んだことを書いています。どの児童も歴史好きに育っています。この日の授業から学びたい点は、教科書を丁寧に活用しながら、教科書の絵図の中に登場する地元の武将に着目させたところでした。自作の資料の提示が学びを深めています。教科書の絵図と児童がつながり、深い学びができていました。教材と児童をつなぐ手立てが見事です。

古屋先生は、著書『「学び合う教室文化」をすべての教室に』（世織書房、2018年）の中で「社会科教科書の四つの読み方」を提示しています。それは、以下のようです。

【社会科教科書の四つの読み方】

- ①あたりまえ読み：言葉の読み方や意味を確認しながら読む。
- ②なぜ・たぶん読み：教科書の本文を読みながら、「なぜ」と問いかけ、「多分…」と自分なりの答えを言葉にする。
- ③問題づくり読み：本文を読みながらクイズ形式の問題をつくり、答えも考える。
- ④書きながら読み：教科書の内容をノートにまとめながら読んだり、覚えたりする。（テスト対策）

古屋実践は中学校でもおおいに参考になります。

●大阪公立大学客員教授 水内 俊雄

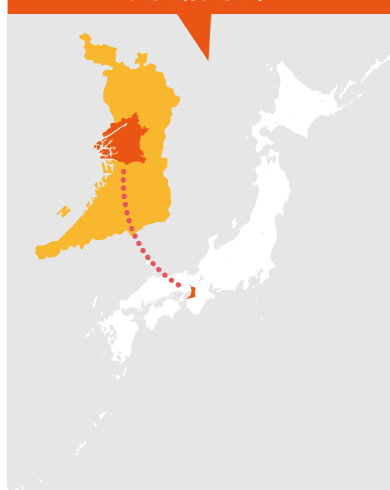


●特別編として、全2回の予定で「地域の歩き方」を教える方法についてご執筆いただきました。今号は主に座学について、次号は主に街歩きの活動についてご解説いただきます。



1 小学校での出前授業の様子

大阪府大阪市



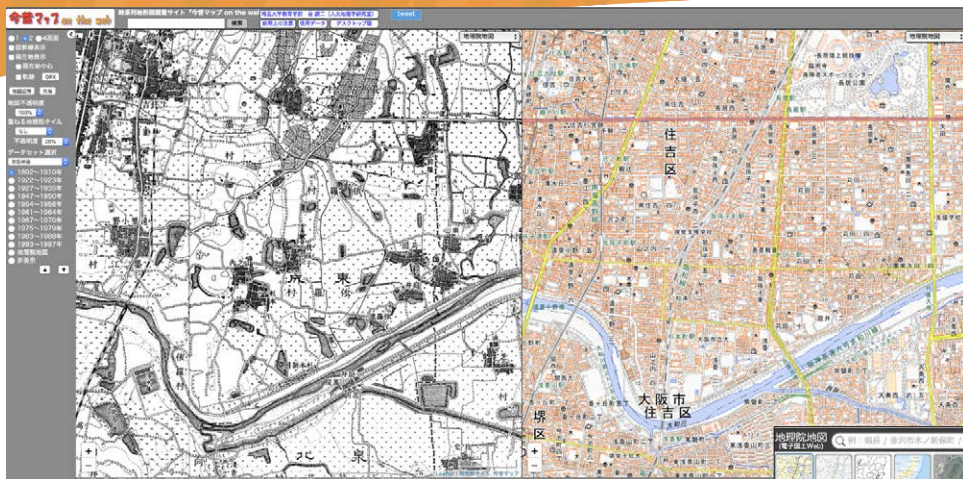
- 場所 大阪市
- 訪問時期 随時
- 訪問目的 小学校から大学までの授業

地域学習@小学校から大学まで

昨年度末に大学を退職したが、1・2回生相手の共通教育で、「大阪の地理」という授業科目を27年間担当した。250人前後の大規模教室での授業で、必ず3回地域を歩くプログラムを組み込んだ。座学の時間に対象地域のいくつかの地図をみせながら歩き方、見方を伝えて、実際に各自で行ってもらい、レポートを写真付きで400～600字で書いてもらう形式である。秀逸なレポートは座学で紹介する。学生達の記憶に残る授業であったようだ。

座学では、「今からやる授業は私が大阪市内の小学校での出前授

業で教えている『校区の歴史・地理を学ぶ』で使う資料で進めます。全然難しくないけど、初等・中等教育でなかなか学ぶことがないネタなんです」から始める。「廃藩置県や学制導入などと言うと歴史の範疇になり、空襲や戦後復興になると歴史や現代社会になり、神社や祭りとなると教える教科がなかなかありません。都市を学ぶ、農村を知る、林業を知るといった地域史や産業史の分野も歴史では教えず、都市史や地域史といった特定の空間を区切った地域理解も、学ぶところがありません」と言う、大学生は「確かにそうやなあ」と納得する。



2 大阪市住吉区周辺の新旧地形図(「今昔マップ on the web」より)

地名を解剖する

ここからは小中学校、高校やPTA、教員研修に実際に使ってきた地域を知るコツを披露する。小学生への授業では、食いつきを高めるためにまず児童・生徒の住所をノートに書いてもらう。中山間地域では大字・小字があり、いくつ住所が出てくるか、より深いところまで実感してもらえる。次に祭りや神社について尋ねてみる。大阪の夏祭りはだんじりや布団太鼓、神輿などバラエティに富んでいて、子どもたちは7月中下旬に大川の天神祭りを頂点に祭りをはしごして、知らず知らずのうちに産土神を知ることになる。

このあたりで小学校の江戸時代の住所を書き、地名を覚えてもらうために昔の国絵図を見せると納得度は高くなる。国立公文書館のウェブサイトで多くの旧国の国絵図をダウンロードできる。大学や高校、中学校では、国絵図に描かれた村を江戸の藩政村と言うことを板書する。「これが地名の基本です。じゃあこの由緒ある地名の場所に住んでいる人は手をあげて」といった投げかけをすることで関心を途切れさせないようにする。

小学校名から明治行政村を知る

次は小学校名の説明に移る。校歌の歌詞から歴史・地理的情報を読み取ってみるが、全く使えない歌詞もあるし情報が満載の歌詞もある。校章も使える場合がある。このあたりは校長、教頭先生も興味津々になり別途教員研修につながることもある。中学生以上には、小学校名は原則明治行政村の村名であり日本の行政ユニットの再編成の際に重要になったことを伝える。ここで「今昔マップ on the web」(2)が使える。明治末期の地図上で明治行政村と小学校名の関係を確認する。藩政村は現在の大字にあたり、非都市部では小字名も児童・生徒からいろいろあがってくる。住居表示施行の多くの大都市在住者には「えっ」という反応になる。

ウェブサイトも駆使しよう

大学の専門課程の少人数授業では、こうした情報をどう集めるのかということで、地理院地図の地図・空中写真閲覧サービス(3)、前述の「今昔マップ」や、国際日



3 地理院地図

本文化研究センター(日文研)の所蔵地図アーカイブを紹介する。都市図は特に面白く、江戸期の絵図や明治の地形図、空中写真など、場合によってはGoogleのストリートビューなども総動員して、自分で資料を集められることを伝える。自分の地域をそれで解明するアーカイブを作れ、という自ら地理情報をまとめる課題も好評であった。



●水内 俊雄
(みずうち としお)

専門分野／人文地理学
主要著書／『歴史と空間』(編著、朝倉書店、2006年)、『モダン都市の系譜』(共著、ナカニシヤ出版、2008年)、『都市大阪の磁場』(編著、大阪公立大学共同出版、2015年)、『都市の包容力』(編著、法律文化社、2017年) 日本文教出版『中学社会』教科書著者

文明開化が生んだ小学校 —国宝旧開智学校校舎—

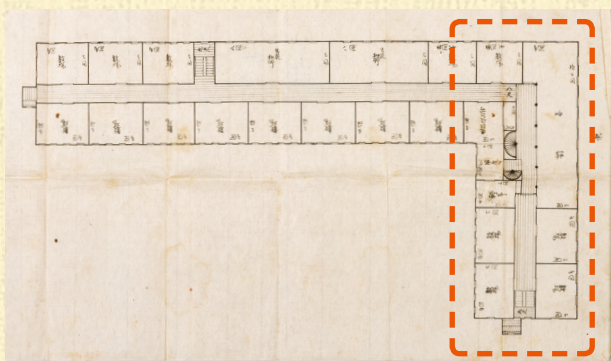
● 国宝旧開智学校校舎 学芸員 遠藤 正教



▲校舎全景：左右対称（シンメトリー）になっていないのも擬洋風建築らしい点である。

旧開智学校校舎

旧開智学校校舎は、明治9（1876）年に竣工した小学校の校舎です。明治6年に開校した開智学校の校舎として、地元の大工棟梁立石清重が設計施工しました。昭和38（1963）年まで、90年近く小学校の校舎として使用された後、現在地へ移築復原され博物館施設として活用されています。令和元（2019）年には、近代学校建築としては初めて国宝に指定されました。



▲創建当時の2階平面図：教室のほかに事務員の部屋や講堂、児童の休憩スペースとなる「生徒控室」などが並ぶ。現存するのは右側の破線で囲んだ部分のみである。

文明開化なら ではのデザイン

旧開智学校校舎を語るとき、切っても切り離せないのが文明開化というキーワードです。校舎が建てられたのは文明開化の時代で、なんでも洋風化していくことがもてはやされて



▲コーナーストーン調の鼠漆喰模様：「石目塗」という石に見せかける手法が用いられている。

いました。建物にもその風潮は及び、全国各地で西洋建築が求められるようになります。しかし、まだまだ西洋建築の技術を学ぶ機会や西洋の建築部材を手に入れる機会も限られていました。そこで、近世以来の大工たちは自前の技術と材料を駆使して、洋風の建物に見せるように工夫を凝らしていきます。こうして誕生したのが、洋風と和風が絶妙のバランスで混ざり合い、独創性とおかしさが表裏一体となった擬洋風建築と呼ばれる建築



▲内部廊下：中廊下の造りは、現在主流の片廊下と比べると日当たりに難があるも、明治初期に廊下でしっかり全教室を独立させた点が評価される。



▲回り階段：お寺から転用されたという丸柱を中心に造られている。非常に急な造りだが内部の洋風ポイントの一つである。



▲教室：3間×4間で天井高は10尺（約3m）。当時の校舎の中ではかなり広めの造りとなっている。

文明開化を伝える校舎

正面車寄に配された彫刻には、登竜門のような意図が込められたといわれています。波間に漂う龍が

学びの力で空へ舞い上がると、天使の待つ西洋的な世界に到達するというストーリーが描かれているというのです。近世から近代へと時代が変わり、日本中が文明開化に沸きあがっていた中で、松本の人々の新しい時代への希望が大胆不敵に表現された校舎のデザインは、文明開化という日本の歴史におけるインパクトを現在に伝えています。

群です。

立石清重は、旧開智学校校舎の設計にあたり、東京や横浜などに出かけ、当時最新の洋風建築を見学しています。そこで得た知見と持ち前の技術を組み合わせて洋風校舎をデザインしていきました。例えば、建物の四隅に施された石畳のような模様は、西洋建築におけるコーナーストーンを灰色の色を付けた漆喰^{しっくい}で表現した部分です。また、木の柱や板にペンキで目地やレンガ調の模様を描いている部分もあります。こうした表現は、当時の工事記録に「石目塗」や「煉瓦塗」と記されており、塗りの技術を持って石積みや煉瓦という西洋建築の技法・材料を代用したことがわかります。

このように、旧開智学校校舎は、明治初期の地方に住む人々がいかにして洋風建築を取り入れていったのか、という点をよく表しています。また、ただの見よう見まねにとどまることなく、伝統的な要素と洋風をかけ合わせて独自のデザインを生み出していったことも重要です。正面入り口を飾る天使と龍の競演は、世界でも例を見ない独創的なデザインと評価されています。あんことパンがかけあわされてあんパンが生まれたように、伝統的なものを完全に捨て去るのではなく、和と洋が混ざり合い新たな文化が生まれていくことは文明開化の一側面ですが、旧開智学校校舎はそのことをよく表しています。まさに、当時の文明開化の風潮が形になった建物ということが出来ます。

校舎のみどころ

旧開智学校
ホームページ



ほかにも、学制による近代教育創始期の教育環境を伝える校舎としての意義や、日本一とも称される教育資料を収蔵・公開している点などみどころ

ろがたくさんあります。旧開智学校のホームページにて、動画などで紹介していますので、ぜひご覧ください。



◀車寄：下から波しぶき、龍、青い空と雲、天使の彫刻が配されている。天使の看板が付いているところは唐破風であり、和洋の意匠が濃密に混ざり合っている。

●遠藤 正教（えんどう まさのり）

専門分野／日本中世史

主要著書／『開智学校の教育』（編著：国宝旧開智学校校舎、2015年）、『国宝旧開智学校校舎建築編』（編著：国宝旧開智学校校舎、2017年）、『重要文化財旧開智学校校舎調査研究報告書』（共著 松本市教育委員会、2018年）



日本の行政をめぐる ニュースから (1) 統計問題

●京都大学大学院教授 曾我 謙悟

行政にとっての統計

今号からは数回にわたり、行政に関してニュースで話題になっているトピックを手掛かりに、それを少し広げて見る、あるいは掘り下げて考えることを試みます。

今回は、政府の統計を取りあげます。国の基幹統計の1つである建設工事受注動態統計において、受注実績が二重計上され過大な値となっていたという問題は皆さんご承知のことと思います。この問題を含め、政府統計全体の現状と課題を考えていきます。

統計の作成という活動は、少し広げていうと、行政による情報の産出といえます。行政による活動では、法律に定められる権限を用いることもあり、税金として集めた金銭を用いることもありますし、さらには、読者の皆さんの多くがそうであるように、公務員が直接的に公共サービスを提供することもあります。これらに比べて、情報を用いた行政の活動は思いつきにくいでしょうが、実は、さまざまな形で行政は情報を集め、生み出しています。

天気予報は代表例です。日々の暮らしで、天気予報のお世話にならない人はいないでしょう。正確な予想は誰にとっても有益な情報です。災害をもたらす台風などの予測の価値は計り知れません。しかし予測を行うには、各地の観測所や気象衛星が必要であり多大な費用を要します。これを政府以外が担うことはほぼ不可能です。

統計も同様であり、正確に社会の実態を把握することに価値があり、一度作成したならば、多くの人が利用できることが望ましく、また、可能でもあるのですから、これは公共財そのものです。それゆえに統計は、政府の手によって作成されるべきなのです。



分散型の統計作成

では、日本の中央政府はどのようにして統計を作成しているのでしょうか。その特徴は、府省ごとに、自らが所管する政策領域に関わる統計データの整備を行うという分散型の作成体制をとっているところです。確かに、基本法である統計法は存在しますが、それは基幹統計調査と一般統計調査といった統計体系の枠組み、統計作成にあたっての手続きの大枠などを定めるものです。統計作成の主体については、府省があたり、どの調査を基幹統計調査とするかも、府省との協議の上で総務大臣が指定することとなっています。

ドイツやカナダに見られるような統計を一括して所管する集中型の体制をとった方が、統計作成の手続きや基準について統一性を持たせることは容易になるでしょう。統計作成に関する専門性なども発揮されやすいといえます。

他方で、日本以外にも、アメリカやイギリスなども分散型の統計整備体制をとっています。政策領域ごとの知識や情報がある方が、適切な統計調査を行えるという面があるからです。実際にデータを収集するためには、社会の中のさまざまな団体や個人の協力を必要とすることから、日常的に対象者とつながりのある府省でなければ実施は難

しいということもあるでしょう。

したがって、分散型の統計整備体制であることが、即、問題を生むわけではありません。問題の原因を明らかにしていくには、府省の側が、どのように統計整備に臨んでいるのかを見ていく必要があります。

府省にとっての統計の意味

それでは、統計データを作成する府省にとって、統計はいかなる意味を持つのでしょうか。府省にとって、一生懸命これに取り組むインセンティブはないが、公益に資するものだからやらざるを得ないものなのでしょうか。そうとは限りません。統計を整備することは、府省にとっても、自らの政策形成に役立つ面があるからです。

たとえば、日本の人口についての統計を整備しているのは、厚生労働省です。さらに、集めた統計を用いて、将来予測を行うことも積極的に行ってきました。将来人口や年齢構成を推計することで、年金や社会保障費の推移を予測するのです。

少子化という問題をいち早く指摘し、対応の必要性を訴えたのも、旧厚生省でした。既に1960年代の終わりには、出生率の低下に対し児童手当などの支援が必要であることが厚生白書に登場します。政策課題としての認知を得るのは、1980年代後半です。1990年のいわゆる1.57ショック*、すなわち合計特殊出生率が戦後最低となったことは大きく報じられ、人々に少子化という問題を認識させました。

1.57ショックは、厚生省の「仕掛け」の結果です。出生率とは一人の女性が一生の間に（15から49歳で）産む子どもの数ですから、本来それは各女性が50歳になったときにはじめて確定します（コホート合計特殊出生率）。しかしそれでは現在の動向を把握できないので、各年における15歳から49歳の女性の出生率を足し合わせた数字（期間合計特殊出生率）を利用しているわけです。「一人の女性が一生で産む子どもの数」はイメージしやすく、人々に訴える力を強く持ちますが、期間合計特殊出生率はその理論的な推計値に過ぎず、実態を示す統計ではありません。これは、統計を基盤にしつつ、それをう

●曾我 謙悟（そが けんご）

専門／行政学

主要著書／『行政学[新版]』（有斐閣、2022年）、『日本の地方政府』（中公新書、2019年）、『現代日本の官僚制』（東京大学出版会、2016年）など
日本文教出版『中学社会』著者



まく加工することで、人々に問題を認識してもらう「仕掛け」なのです。

北風と太陽

人口統計および少子化問題と対比したとき、建設工事に関する統計は、対照的な性格を持っています。この統計は、公共事業を対象としており、かつては道路族、運輸族など族議員の影響が強く及び、2000年代以降は、小泉政権における削減や、第二期の安倍政権における国土強靱化など、政権の意向も強く影響します。政治の影響を強く受ける領域として、建設工事統計は、それに基づく企画立案を行うというよりは、既に行われた政治的決定の結果を反映するという性格が強いものです。

だから建設工事動態統計の問題が発生したという因果関係があるとはいえませんし、だから問題の発生はやむを得ないというつもりもありません。しかし、分散型の体制をとる以上、統計の整備を左右するのは府省であることは事実です。そして、それぞれの府省は単なる機械的な存在ではなく、権限拡大を目指すなど自らの意思を備えた存在です。

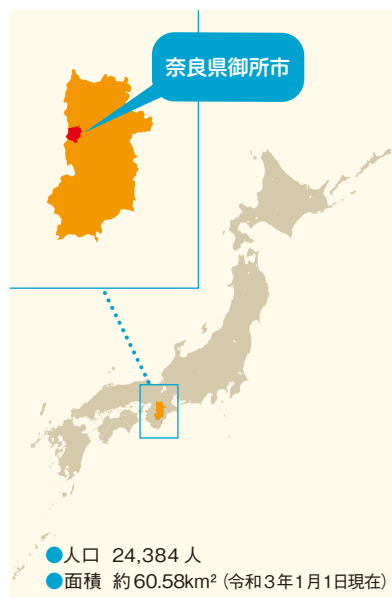
行政に問題があったときに、その失敗を詰るばかりでは、問題は解決しません。行政機構は自らの目標を持ち、それに沿うかどうかで行政の行動のインセンティブは大きく変わります。私たちは、そのことを理解した上で、不足する行動をどのように補うかを考えていく必要があります。主権者である国民として、行政の行動原理を理解し、行政をうまく方向付けるにはどうすればよいか。民主制を実質的なものとするためには、こうした問題を考え続ける姿勢が欠かせません。

* 「ひのえうま」の迷信のあった1966年の1.58を下回った。

SDGsにも通じる 水平社創立の理念

地球上のすべての人が豊かで幸せにくらせる未来を創造するためのSDGs(持続可能な開発目標)には、5つの「P」が重要なキーワードとして挙げられています。おたがいを尊重し、誰もが尊厳と平等のもとに、健康な環境で生活できる世界を実現する「People」(人びと)。国や地域の格差をなくし、安全に安心してくらせる「Prosperity」(豊かさ)。自然と共存し地球の環境を保全する「Planet」(地球)。紛争をなくし平和で公正な世界を実現する「Peace」(平和)。それらを達成できるようにみんなが協力する「Partnership」(パートナーシップ)です。

全国水平社は、部落差別からの解放を求める人たちによって、



▲創立大会への参加を呼びかけるチラシ



▲全国水平社の創立者たち

1922(大正11)年3月3日に創立されました。その大会は京都で開催されました。創立の中心になったのは、現在の奈良県御所市柏原で生まれ育った青年たちでした。

「吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せん」と、差別によって歪められてきた自尊心を回復し、人間の尊厳を取りもどそうと訴えた全国水平社創立宣言は、日本で初めての、また被差別当事者が発信した世界初の人権宣言といわれています。

あらゆる人間の多様なアイデンティティが肯定される社会を創造し、差別を許さない社会をともに構築していこうという水平社創立の理念は、SDGsにも通じます。

水平社博物館による 水平社創立の理念の発信

水平社創立の理念は、被差別部落の人たちはいうまでもなく、多くの人々の共感を呼び、在日朝鮮人やウチナンチュ(沖縄人)、

アイヌ民族やハンセン病回復者らの自主的な人権回復運動の展開に刺激と勇気を与えました。さらに、日本の植民地支配下にあった朝鮮では、1923年4月に、朝鮮の被差別マイノリティ「白丁」(ペクチョン)を中心として衡平社(ヒョンピョンサ)が創立されました。

1998(平成10)年に水平社発祥の地である柏原に開館した水平社博物館は、人間の尊厳と平等の実現を求めて、部落差別と闘った水平社の歴史を展示しています。

水平社と衡平社が連帯を求めて交流した歴史を示す史料は、「水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連帯の記録」として、2016年に、ユネスコのアジア太平洋地域「世界の記憶」に登録され、水平社博物館で展示しています。

また、水平社博物館は、国際人権博物館連盟(FIHRM)に日本で唯一加盟し、未来に残していきたい私たちの財産である水平社創立の理念を世界に発信しています。



▲ 100周年にあたる記念の2022(令和4)年3月3日にリニューアルオープン

ともに人間の尊厳の 実現へ

水平社の創立以降、人権を回復し獲得してきた道のりは、自由や平等を求め未来に引き継ごうとしてきた先人のたゆまぬ努力によって、私たちに引き継がれてきました。水平社博物館も、水平社が運動の二本柱としてきた人間の尊厳と平等を求める理念と、差別を許さない不屈の精神を引き継ぎ、その

想いを未来につないでいきます。

「もっと暖かい人の世を」と願い、その実現をめざした水平社創立の思想を共有し、誰もがありのままの自分で、リラックスして生きていくことができる、寛容で包摂的な社会をともに創造していきましょう。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」。



▲ 館内の様子

● 問い合わせ先

水平社博物館
〒639-2244 奈良県御所市柏原 235-2
電話：0745-62-5588

教材化のポイント



● 広島修道大学教授 永田 成文

1. 人間の尊厳から差別を許さない社会の構築

全国水平社創立の理念である「人間の尊厳から差別を許さない社会の構築」は、人権の視点からの持続可能な社会づくりそのものである。水平社創立の中心となった青年たちの人間の尊厳を取り戻すための行動をきっかけとし、差別を受けていた様々な立場の人々が平等な社会の構築に向けて立ち上がった。

グローバル化がますます進展する未来の社会では、水平社創立の理念を核として、多様な価値観を受容する持続可能な社会づくりが求められる。このことが、SDGsの10「人や国の不平等をなくそう」や16「平和と公正をすべての人に」で示されている。

2. 歴史的分野と公民的分野が連携した社会科授業

中学校社会科歴史的分野では、全国水平社創立を、大正期の社会運動の広がり歴史的事実として取り

上げている。公民的分野では、水平社創立の理念が日本国憲法第13条の個人の尊重と第14条の法の下での平等にかかわるため、政治領域で取り上げたい。

公民的分野の中項目「人間の尊重と日本国憲法の基本原則」の単元において、歴史的分野との連携として、全国水平社を出発点とした人権思想の発展を振り返り、日本国憲法における基本的人権の尊重の保障とその重要性を捉えさせた上で、LGBTや地域で少数派となっている移民の人権を守るための社会づくりなどを構想していくことが考えられる。

● 永田 成文 (ながたしげふみ)

小・中・高等学校の教員、三重大学の教員を経て、現在、広島修道大学教授 専門は社会科教育学(地理 ESD 授業)



日文社会科のお役立ちツール・機関紙等のご紹介

「考え方」が身につく!『シンキングツール』

小学校・中学校



普段ご使用されているブラウザ上から、「クラゲチャート」や「ダイヤモンドランキング」などのシンキングツールを、誰でも簡単に作成いただけます。



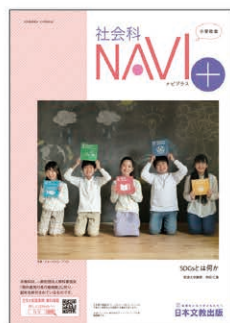
表示ソフトウェアは「まなビューア」を採用しています。

日文 web サイトにて、
無償公開中!



社会科 NAVI プラス

小学校



「問題解決学習とは?」「SDGs と社会科のかかわりとは?」といった疑問や、ICTを活用した新たな学びについて丁寧に解説しています。



中学社会 教授用資料

中学校



最新のキーワードと教科書との対応や、指導者用デジタル教科書を活用した実践事例などを、コンパクトにわかりやすく解説しています。

次回、「社会科のABC- 評価編 -」を
7月に発行予定
バックナンバーもふくめて
こちらよりご覧ください。

社会科 NAVI Vol.31

日文教育資料 [小・中学校社会]

令和4年(2022年)6月20日発行

編集・発行人 佐々木秀樹

発行所 日本文教出版株式会社

〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5

TEL: 06-6692-1261

本書の無断転載・複製を禁じます。

CD33592

日本文教出版 株式会社

<https://www.nichibun-g.co.jp/>

大阪本社 〒558-0041 大阪市住吉区南住吉4-7-5
TEL: 06-6692-1261 FAX: 06-6606-5171

東京本社 〒165-0026 東京都中野区新井1-2-16
TEL: 03-3389-4611 FAX: 03-3389-4618

九州支社 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-11-14
TEL: 092-531-7696 FAX: 092-521-3938

東海支社 〒461-0004 名古屋市東区葵1-13-18・B
TEL: 052-979-7260 FAX: 052-979-7261

北海道出張所 〒001-0909 札幌市北区新琴似9-12-1-1
TEL: 011-764-1201 FAX: 011-764-0690